

総務産業委員会報告書

平成30年7月13日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 石原 和人

平成30年7月13日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	備考
1 移住・定住についての調査研究 ① 人口動態について ② 移住・定住施策について	継続審査	—

<報告事項>

- 7月豪雨災害について（危機管理課・建設課・日生総合支所・吉永総合支所・下水道課）
- 備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について
（都市住宅課）
- 新庁舎建設工事の進捗状況について（施設建設・再編課）
- つつじが丘団地造成事業について（都市住宅課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項	2
所管事務調査	27
閉会	32

総務産業委員会記録

招集日時	平成30年7月13日（金）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午後0時05分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	石原和人	副委員長	藪内　靖
	委員	尾川直行		土器　豊
		田口豊作		掛谷　繁
		川崎輝通		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川　茂		
傍聴者	議員	青山孝樹	星野和也	
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	市長公室長	高山豊彰	地方創生推進担当課長	馬場敬士
	危機管理課長	藤田政宣		
	総務部長	佐藤行弘	施設建設・再編課長	砂田健一郎
	産業部長	平田惣己治	都市住宅課長	大森賢二
	移住定住推進担当課長	濱山一泰		
	建設部長	藤森　亨	建設課長	淵本安志
	水道課長	梶藤　勲		
	日生総合支所長	大道健一	吉永総合支所長	金藤康樹
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○石原委員長 それでは、皆さんおはようございます。

ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、移住・定住につきましての調査研究を行います。

また、午後からは担当部長が不在となりますので、午前中の開催となりますから、議事進行に御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

***** 報告事項 *****

調査に先立ちましてせつかくの機会ですので、執行部からの報告事項お受けをいたしますが、報告をお受けして、質疑があれば質疑をお受けしながら進めたいと思います。

○藤田危機管理課長 それでは、危機管理課から備前市での平成30年7月豪雨災害に関する報告をさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。

まず初めに、雨量についてでございますが、7月3日火曜日から7月8日日曜日まで、11時の警報解除までの累積雨量が備前市役所で321ミリ、山田原で125ミリ、日生で316ミリ、八塔寺ダムで360ミリ、加賀美で375ミリでございました。

被害状況につきましては、人的被害はなく、家屋被害では床上浸水が3件、床下浸水が2件で、地区につきましては資料に記載のとおりとなっております。

避難所につきましては17カ所、7月6日の金曜日5時に、17時に開設しまして、7月7日土曜日18時5分に閉鎖しております。ピーク時には7月7日の2時から5時の間でございますが、15世帯で27人の方が避難されておりました。

次に、災害対策本部等の災害対応経過を以下のとおり記載しております。

7月5日木曜日の16時に第1回目の風水害対応調整会議を開催しまして、以降2回の調整会議を経まして要所要所で9回の災害対策本部会議を開催し、避難準備、高齢者等避難開始の発令、避難勧告の発令を行っております。詳細は後ほどごらんいただきたいと思います。

最後に、被災地への職員派遣についてでございますが、報道等で御存じかとは思いますが、床上浸水被害を受けた世帯への家庭訪問の業務に従事するため、昨日の12日と本日の13日に保健師を2名ずつ岡山市からの派遣要請に基づきまして派遣しております。今後も派遣は県を通じて調整して続けていきたいと考えております。

また、家屋の罹災認定の調査に税務経験者、それから一般事務補助にも岡山市から派遣要請が来ておりますので、順次派遣の準備を進めているところでございます。

○淵本建設課長 建設課から備前地域分の被災状況について報告をさせていただきます。

まず、配付させていただいている資料ですが、道路と河川関係の被災箇所的位置図、それから農業用施設、林道関係の被災箇所的位置図、それからそれぞれの一覧表、全てA3判になりますが、資料を3枚配付させていただいております。

昨日までに確認できた件数ですが、道路が14カ所、河川9カ所、農業用施設で15カ所、林道5カ所、計43カ所でございます。既に土砂撤去などの作業を業者へ依頼した箇所につきましては、昨日までで9カ所あります。本日も引き続き依頼を行っている状況でございます。

現在、通行どめとなっております路線につきましては、道路の8番になりますが、片上66号線になります。こちらにつきましては本日より土砂の撤去作業を行っております。その他の箇所につきましては、応急対応により通行できる状況でございます。

○大道日生総合支所長 続きまして、日生総合支所から日生地域分の被災状況について報告をさせていただきます。

現在まででございますが、道路3カ所、河川1カ所、その他1カ所の計5カ所が被災しております。道路3カ所とその他1カ所につきましては、既に業者へ応急対応の依頼を行っており、3カ所は通行できる状態となっております。ただ、そのうち道路②の鹿久居管理道の本格復旧につきましては、斜面が崩落しておりますが、これにつきましては森林管理署並びに国立公園事務所等と工法について協議を行う必要があり、指示の内容により今後補正をお願いすることがあるかもわかりませんので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

残り1件の寒河、大西地区内の河川については早急に手配をするようにしております。

○金藤吉永総合支所長 それでは、吉永地域の被災状況を報告させていただきます。

吉永分につきましてはA4の一覧表1枚、A3の図面をつけさせていただいております。

被災状況につきましては、市道が9カ所、河川が3カ所、農道が1カ所、水路6カ所、林道5カ所、計24カ所であります。このうち通行どめになっておりますのは2路線で、市道の6番、それから林道の4番でございます。市道の6番につきましては、既に業者に発注しております。このほか土砂堆積であるとか倒木等、小規模の被害が数カ所ありましたが、こちらについては職員の方で復旧対応をしております。

○梶藤水道課長 水道課の災害の被害について御報告いたします。

上水道飲料水供給施設につきましては大きな被害はございませんでした。吉永方面の簡易給水施設の和意谷地区の水源地において1カ所土砂堆積の被害が出ております。

あと一件、応援給水活動についての御報告をさせていただきます。

水道課では日本水道協会岡山県支部からの要請により、7月9日月曜日から昨日までの4日間、矢掛町にて応援給水活動を行っております。

○石原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

豪雨災害については以上のようなので、委員の方は質疑ございましたらお受けしたいと思います。

○掛谷委員 1点、72時間前ですか、タイムラインということで集合されているいろいろ対策をされるんですけども、台風等と違って一気に来たというようなこともあって、実際はそのタイムラインは今回は使わず1回目から風水害対応調整会議をつくられたということなんですけど、それ

が今回はどうなのかと思うんですけど。

もう一点。生活に支障がある、例えば崩落、山崩れとか、若干あるようですけども、生活の中で支障があるというのは今現在どこどこなんかを教えてほしいんです。

○藤田危機管理課長 タイムラインにつきましては以前は台風調整会議というふうと呼んでおりましたけれど、最近の水害等を鑑みまして風水害対応調整会議と名称を変えております。

台風ですと最接近の時間帯が把握できますので、72時間前から行動できるんですけど、今回につきましてはどういった状況になるかわからないということでございまして、なるべく早い対応ということで7月5日の16時にまず調整会議を開催しまして、基本的にはタイムラインそれぞれが災害時体制とか、注意体制から非常体制まで行う、それぞれのセクションで行う業務につきましては基本的には今までのタイムラインを使って業務をするようにしております。ただ、今回につきましては大雨でいつどういったことが起きるかわからない状況でしたので、常に注意をしながら早目の対応ができるようにということで調整しておりました。

○石原委員長 それから、日常生活する上で大きな支障を来したような被災箇所というんですか、そういうようなところを把握できとれば、御説明できればというようなお話しなんです。

○掛谷委員 ですから、例えば道路を塞いでもう通れないから、そこを通らんとよそへ行けないとか、病院へ行けないとか、迂回路があればいいんですけども、今のところ生活する上での支障はないかということをお聞きしとんですが。

○淵本建設課長 通行どめの箇所1カ所ございしますが、こちらにつきましては車等が通れない細い道ということで、今のところ特にそこが通れないということでの支障というのは聞いてはおりません。

○掛谷委員 道路も道路なんだけど、道路以外でも、道路以外となると母屋が今半壊も何もないようなんですけど、そういった1人の人、1世帯の人が生活に困ると、支障があるということが一番聞きたいことなんで、そういうことも一切今のところはないと、こう理解しとっていいんでしょうか。部長、部長に聞いたほうがいいのかな。

○高山市長公室長 今、委員がおっしゃったような被害がある方というのはございません。

○掛谷委員 タイムラインは台風ならある程度予測しながら72時間前から体制とれるけど、今回なんかについてはなかなか難しいというか、予測しにくいし、タイムラインを使うケースでもないかもわかりませんが、じゃあこのタイムラインというものを今後どう考えていくんかという、せっかかずっと続けられておるんですけども、その都度その都度こういう対応をするのか、わかる範囲だったらタイムラインを立ち上げながらやるのか、どうされるのかなということをお聞きしときたいんですけど。

○藤田危機管理課長 今回の豪雨につきましては、特別警報が出るような数十年に一回の災害ということでございまして、たびたび起こるものではないとは感じておりますけれど、今回の経験から、台風だけでなくそういった豪雨に対する体制等、改良、改善していく必要を感じております。

○掛谷委員 しっかりやってください。

○尾川委員 備前市内で正式な雨量計が設置されとんのは5カ所と解釈していただいいんですか。

○藤田危機管理課長 そのように認識しております。

○尾川委員 前にも触れたと思うんですが、この機会に備前市の西地区とか、もう少し詳しいエリアの雨量の把握という考えはないんですか。

○藤田危機管理課長 その辺につきましても検討していきたいと思います。

○尾川委員 このごろ簡単に情報がとれると思うんで、ぜひもう少し細かいメッシュの地区別ぐらいに出るように実施していただきたいということと、それから今回の累積雨量というのがここへ出とんですけど、最近との比較とか、時間雨量の比較とかデータがあると思うんで、そのあたりまた公開してほしいと思うんです。

○藤田危機管理課長 そういった資料を用意したいと思います。

○尾川委員 昭和51年の災害ぐらいしか記憶にないんですけど、そのときに時間500ミリだったのかな、そういう記録があるんで、記録でどの程度の被害かというのを想定する必要あると思うんで、ぜひもう少し詳しいデータを出してもらいたいと思います。

○石原委員長 ほかに。

○尾川委員 水道関係で給水応援という説明があったんですが、どういう体制で、どういうふうな立ち上げで、どういう要請があってといった詳しい説明をいただきたいと思うんですが。

○梶藤水道課長 水道の応援については、最初に日本水道協会岡山県支部というところからどういう体制で応援ができるかというような問い合わせがあります。その問い合わせに対して今でしたら給水車が1台ありますと、あと職員が何名派遣できますというような回答をします。今回の場合は、職員2人派遣できますという回答をいたしまして、7月9日からの対応となっております。

それから、応援の内容ですが、給水車を派遣いたしまして、基本的には小学校とか、今回でしたらB&Gとか給水ポイントで給水車をとめて、各個人の方が持ってこられる給水タンクに給水すると。給水車の水がなくなったら補給ポイントへ行って、また入れてきて、返ってきてまた給水すると。もう一つの活動として、昨年度の予算で加圧給水車を購入しておりますので、病院とか老健施設とかの受水槽に水を入れる、加圧給水で受水槽を満たすというような作業を行っております。

○尾川委員 日本水道協会岡山県支部の指示に従って協力するというので、自治体間の協定というのはないわけ。というのが、備前市が被災したときどうなるんかということを知りたいわけなんです。

○梶藤水道課長 こういう応援活動というのは非常に命令系統がしっかりして無駄が少ないと、しっかり応援していただく体制ができてないとなかなか難しいという状況で、水道事業につきましてはかなり歴史がある日本水道協会というところでもありますので、今回の災害応援につきまし

ても備前市は矢掛町に行っておりますが、真備町については近畿から応援が21台ぐらいで来ております。広島におきましては、九州から来ておりますので、日本水道協会の岡山県支部もありますが、その上の団体を通じて各支部に応援体制がとれる形になっておりますので、備前市で災害が起きた場合は、水道課から県支部に応援要請をして、県支部で対応ができなければ中国支部、中国支部で対応ができなければ全国という形での応援体制はできている団体だと考えております。

○尾川委員 2人応援というのは、何日間か交代で行ったり、そういう細かいことはわかりませんか。

○梶藤水道課長 今回は、給水活動の時間が8時半から20時ということで、宿泊という体制もとってくださるという話だったんですが、通える距離ということで、通いで行っております。活動内容の引き継ぎがうまくできたらいいなということで2日ごとの交代で職員を回しております。

○尾川委員 8時半から20時ということですけど、何か水が足らん、足らんとテレビで言うんじゃないけど、交代制でやったりするような体制は組んでないという解釈すりゃええん。要するに、休まずにポンプ動かしたほうがええんじゃないかねえかということと言んですけど、そういう体制はないんですか。

○梶藤水道課長 矢掛町におきましてはそれほど足りないというような話ではなかったと思います。隣の真備町におきましてはかなり足りないという状況ではないのかなと思います。

○川崎委員 今回、過去備前、日生でも10年、20年の間に何回か結構集中豪雨の経験があったんで、こういう発令というんか、警報が出た割には備前地域、日生地域は降ってないなあと一安心しとったんですけど。ただ気になったのは、23時10分、吉永1,919世帯4,453人に避難勧告発令とあるけど、どこに避難するのかという率直な疑問を持ちました。結果的には死亡者が3人、5人というニュースが流れたけど、何日かたつとんでもない数字が出てくる。

最近では広島でたしか100人単位で死亡者が出て大きなニュースがありましたよね。こういう発令ではなく、実際8割が備前市の場合山林だということになるとその山林に面した家屋があるわけですよね。だから、そこは限られてくると思うんです。こんな2,000世帯、4,000人避難しなさいと言ようらんと、指定してどこへ逃げてくださいと、それも何時間以内にか、それが本当に生きた発令ではないかなあと思うんで、率直にこういう出し方というのは再検討する必要があるなと感じまして、それよりも山に面した件数が地図を見りゃ全部わかるわけですよ。そこへ消防車が出て回ってはい終わりというんじゃないで、もう現実にこういうのが出れば限られた人数のところは最短距離の避難場所へすぐに移動するか、できなければもう特に独居老人のところには消防車なり、職員が行くなり、我々に協力を求めてもいいですから、自主防災組織は8割が組織されているというのは口だけですが、こういうときにどういうことをやったらいいかという、全然そういう指令も何も来ない。

今回、死亡者がいないから悠長に言っているわけで、真備町や広島のようなことになっとれば

大騒ぎでしょ。一つも現実性がないというのを感じました。結果的には被害者がいないので、これを大きな教訓として引き出して、もっと現実的に強制的にでも避難場所へ連れていくと。そういうのをどうやって、夜中に何で起こされんならんならと文句を言う高齢者もおるでしょうし、いろいろあるでしょうけど、30年とかなんとかえらいニュースでは大げさなことを言よるなど率直に感じましたよ。私はこの10年、20年の自分の体験した雨の量に比べたら集中的な豪雨ではないと、じわじわと降っているんで、そんなに河川も上がらないだろうと判断しましたけれども、こういうニュースが出たんで、町内会長も兼ねとんで、連絡が来るかな思うたら来ないんですけれども、こういう発令が出たときにすぐに避難場所を開放していつでも避難者、危ないと思う方が自主的に来ていただくしかないのかなという程度の捉え方ですよ。

本当にそれでいいのかなあと。実際にニュースであらゆるところでまだ見つからない不明者だとか言っているときにもっと市として市民の命を守る体制というのはあるんじゃないのかなあと率直に考えたんじゃないけど、どういう結果を予想してこういう発令を出しとんですか、お聞きします。

○藤田危機管理課長 避難勧告につきましては、あくまでも水量、雨量、それから川の水位等を考慮しまして、常に岡山県の防災ポータル、気象庁のデータをもとに我々も常に監視しながらしております。

吉永、それから西鶴山のほうにも避難勧告ですから、それ以降につきましては避難指示ということになります。ただ、そういった場合に非常に問題になっているのが避難者自身の心理状況ということで、正常性バイアスというふうに心理的な用語で言うようですけど、そういった勧告が出た場合に避難者自身もこういったおそれがあるということですので、自主的に避難していただく、避難所につきましては市の職員が張りついた17カ所、それ以外につきましては自治公民館なりになるかと思いますが、そういったところに自主的に避難をしていただく。それから、支援が要る方につきましては常に東備消防等が準備しており早目に連絡がありまして、そういった方を実際に数名運んでおりますので、委員さん言われるような緊急性があれば緊急の避難指示ということになりますし、今回につきましては勧告でできるだけ危険を感じたら早目にそういった避難行動をとってくださいという段階で終わったということですので、御理解いただきたいと思います。

○高山市長公室長 今回は大雨が長く続くというようなことによる被害が想定されておりました。そういう中で、委員がおっしゃいますようにしとしとと、じわじわ長く水がたまるような降り方で一気に降る時間帯というのは1回ぐらいは20ミリぐらいのときがありましたけども、大体が平均的に10ミリ以下の雨がずっと降り続くというような状態でありました。その中で、危険があるとすれば川の氾濫、それから土砂災害と、こういう2点の災害を想定して対応をとっておりました。

その中で、川の水位について、吉井川は国交省とかから氾濫危険水位でありますとか、そういう報告が入ってまいります。そういうものを見ながら判断をしておりました。特に今回西側の地

区に避難勧告を出しましたのが、吉井川の危険水位を超えたと、もう非常に危険な状態であるという情報が入ってまいりました。坂根の状況について現地では割と余裕があるような水位が目視では見えたんですが、上流のほうでは非常に危険な状況が出てきたということで、早晚坂根のほうも水位が上がるかもしれないということを踏まえまして避難勧告を早目に出したと。その際に、西鶴山地区にも公民館を設けて避難所にしておったわけですけども、氾濫するとそこへも水が来る危険もありますので、そこを閉鎖して1人香登へ来ていた人は移っていただいたという形で避難所はこちらのほうへ行ってくださいというような情報を流しております。

それから、土砂災害については一番に吉永地域に避難勧告を出したんですが、これは気象庁と、それから県とかのそういった仕組みの中で土砂災害の情報が地図の上で5キロ範囲で見えるような情報が流れております。その中で、備前地区によっては10地区に分けてそのレベルがわかるような情報が流れてまいります。そのレベルといいますのが、レベル1からレベル4までです。1は注意警戒と、3は嚴重警戒、4は土砂災害発生のおそれというような段階での情報がそれぞれ市内で具体的に言いますと三国、神根、吉永、三石、伊里、それから日生東、伊部、片上、日生西、西鶴、香登、東鶴山、それから日生南と、そういう単位でそのレベルが見えるようになっております。

今回、吉永地域に出しましたのが、幸いなことに備前市はいわゆる線状降水帯ですか、ああいものがほぼ通りませんでした。ですので、しとしとという雨が降ったんですが、その状況を見ておりますと大体レベル1で黄色の注意ぐらいでずっと流れておったのが、三国と神根の地域でレベルが3まで上がりました。3といいますのが、非常にまだ発生するという段階ではないですけど、非常に危険な状況であるというような状況を見まして、吉永地域に避難勧告を出させていただいたというような経緯がございます。ですので、うちの降水を測定しておる測定箇所以外にいろんなところの情報の中で今は5キロ単位で地図上ではメッシュのような形でその警戒のレベルというのがある程度わかるという状況になっておりますので、そういうものを見ながらいろいろと考えながら避難の情報も流していたということでもあります。

○川崎委員 これを見ると6日で大雨警報だ、洪水警報、避難勧告、土砂災害警戒とかというふうな、日常的にはなかなか聞かない警報にどういった対応をしたらいいかはっきり言うてわかりません。だから、本当に30年に一度というてテレビでは本当にすごい雨が降るということを言われているわけじゃから、それに対してだったらたまたまここに前線のすごい集中豪雨が来てなかったから助かったわけなんで、しかし、そういうニュースの流し方して備前市も例外じゃなくほとんど日曜日か、土曜日か、瀬戸内市と備前市を除いてそれ以外は何か警戒とかいうニュースを流してましたんで、少し安心したんじゃないけど、そういう警報というような段階が出たときに本当に自主防災組織、町内としてどういう動きをしたらいいと。特に、今回の死亡者を見ると本当に家族が安全・安心か、閉じこもっているところに問題があるわけですから、もし長期の雨で集中豪雨でなければ川の氾濫よりも土砂崩れという可能性が強いわけでしょう。そしたら、備前市の地理的特徴から言やあ土砂崩れによる死亡者の可能性というのは日生でも備前市でも過去昭和5

0年前後ですか、何人か亡くなられていますよ。そこら辺をもう少し具体的な対策本部の会議を幾らやっても結構ですけど、そのための防災無線まで町内会長には来ていますよ。どういう対応をせえというのをもう少し指令なりやっていたら少し災害に対する体制というのは整ったというふうに言えるんじゃないですかね。

昼間は仕事をしている関係でよくわかりませんが、夜でも一回も防災無線が流れた覚えがないと思うんで、2階に置いて3階で寝ているからかもわかりませんが、通じない場合は携帯でしていただいちゃあと思うんですけど、本当にニュースで流れとる重大性にしては割に何の指令も来ないというのは。だから、私も町内会長で自主的に集会所を開放して、そこは土砂崩れでいえば安全が担保できる場所ですから、そこぐらいは30年か50年に一度というような重大な大雨ならそういう体制はまずやって、自主的にもう声かけてくれえと。特に、動きが鈍い高齢者の家庭については一緒に避難場所へ移動してくれという一言があつてよかった例じゃないかなあと。実際の死亡者がないからお互い緊張感もないですけど、あつたらやるときゃよかったという反省会をやっていると思うんです。それがなかったのは少し疑問だという点についてはどうでしょうか。

○高山市長公室長 委員おっしゃいますように、地域の自主防災組織での対応、それから住民自体の心構えといったところは本当に非常に大事なところでありまして、今回もいろいろと実際に被災された方はそういったことを実感しておられるんじゃないかと思います。

まず一つには自主防災組織に対する避難訓練というのは東備消防が担当してくれておられて、必ず年に1回は全ての組織ができるような体制でやっていただいております。その災害の訓練の形態としましても、地理的なこともございますので、まずは地震のときの避難の訓練、それから山に近いところ、海に近いところの避難訓練というような形でそれぞれ用意して実施しているというのをお聞きしております。ですので、そういったことも今回の各地の例を踏まえまして、東備消防とも相談して、実際に住民の方が理解していただけるような形をこれからも努力していきたいというのと、連絡についてですが、今回も発令をした時間はもう本当に0時でありますとか、そういう時間での発令も、避難勧告を出したのは特に西鶴山地域は時間的に遅かったと思うんですが、そういったときの連絡についても今回は広報車で地区を回ったんですけども、区長さんでありますとか、防災組織への連絡等というのはまたそのレベルに対していろいろ考えていく必要があるのかなあというふうに考えております。

○川崎委員 確認ですけど、市から町内会長へと防災無線をいただいとんですけど、実際こういう状況になったときに誰から来るんですか。今の説明では東備消防から来るのか、対策本部から来るのか、不明確な説明だったと思う。

○高山市長公室長 避難訓練を行うのは東備消防が担当していると。実際に災害が発生するような体制をとっているときは市から連絡が行くようになります。

○川崎委員 何度も言いますが、ほとんど被害がなかったということで幸いなんですけど、私が見た範囲では、目視ですからはっきり言えませんが、この片上湾の前島に幅10メートル以

上、高さ二、三十メートルで前島が崩れています。人もいないところなんで幸いですが、家があるところの裏山が崩れとりゃあ死者が出とる可能性があるぐらいの崩れ方をしています。

そういう意味ではここまで来とんだったらもう集会所を全部あけなさいとか、防災無線をこのときこそ使わないと何のために置いているのかなあ、電気代が要るだけだなあという率直な感想です。もう夜中に避難せえというんじゃないらどどん広報車を回していただきゃええんだけど、まずそこまでいかないならいかにしても、こういう発令をしているのであれば、身の危険を感じている方はまず避難場所へ自主的に避難すべきであると。

実際に、うちの親戚なんかは、こういう発令が出たんで寒河コミュニティーへ弁当を持って避難したと。そら、非常にいい心構えだなと思いましたが、そういうものをもっと日ごろからやっとならば、今回真備町なんかは平地で洪水じゃからまた違いますけど、備前の場合は土砂崩れによる死亡、または河川に落ちてというのは過去の例ですから、うろろうして亡くなる方はもうどうしようもないですけど、家に閉じこもって亡くなられる方をなくすのはどういう段階でどういうふうにするのかというのは本当に被害がなかったことを教訓に徹底して、特に広島なんかはひどいですよね。これはもう本当に二、三年前から今度で2回目か3回目か、全然教訓が活かされていないなあと率直に感じています。そういうことが絶対に備前市では起こらないということにぜひ連絡網、そして徹底的にもう人員が足りないということであれば町内会では独居老人は全部つかんでいきますから、いつの段階で全部避難場所へ強制的でもいいから移動という命令の必要性を感じるような今回の警報ではなかったかなというふうに理解してますんで、その辺しっかり詰めてマニュアルか何かつくって徹底していただきたいということだけ要望しときます。

○石原委員長 しっかり御検討いただきたいと思います。

それから、ほかによろしいですか。

○土器委員 今回の大雨なんですけど、台風での同じような大雨であれば多分自主防災組織は機能しとったと思うんです。普通台風じゃったら自主防災の役員の方がそれぞれのところへ詰めておるんですけど、実際今回それはなかったです。

それからもう一点、河川もそうだし、水路、農業用水、全て以前の基準でできとんですね。だから、今はもう少し大きく幅を広くするとかという形を考えにゃおえんのじゃなからうかなと。想定外、想定外というけど、そうすればある程度雨が降っても吐けるようになるかと思うんです。そうすることによっていろいろ詰まる所を少なくする形も大事じゃなからうかなと思うんです。

私、金曜日の10時ごろから朝の3時ごろまで伊部地区を中心にずっと軽四トラックで行ったら、水路から水があふれています。それは水路が小さいからですね。もう少し大きくしとればあふれることもない。それは同じことが河川にも言えるかと思うんです。河川そのものが以前の想定でしているから、もう変えていくしかない。想定外、想定外というても実際想定外のことが何回も起きてきよるわけじゃから、もう次からは想定外じゃないんじゃないかと思うんです。それを順次変えていくということが大事ではなからうかと思うんです。

○石原委員長 要望ですね。

それから、委員長からなんですが、報告事項への質疑をお受けしとんですけれども、今後の水路、河川のありようについてはまた機会があれば所管事務調査の機会を設けて、しっかり協議をしていく、先ほどあったのは情報の発信の仕方等について今後今回のケースも踏まえて検討を執行部へ求めるというようなことで、防災、それから建設関係も含めてそういう機会を設ければというふうには思います。

○土器委員 一般質問をさせてもらおうかなと思っているんですが、一つ聞いてもらえれば、ずうっと見よって30センチのヒューム管があります。それを10センチ大きくして40にしたら吐ける水量が多分1.4から1.5倍になるんですね。U字溝も同じようにちょっと広うするだけで水の量が物すごく吐けるんです。そうするとつかるのが少なくなるわけじゃから、それをしないでいかないと災害はこれから何回も起きるようになります。多くの場所で起きるんじゃから、少しでもして災害の起きる場所を少なくするしかないと思うんです。

これは意見として聞いといていただきたい。

○尾川委員 室長、どうも私の解釈では、何かあったときは町内会長にはそれぞれ適切な指示というか、ファクスで入るような理解をしとったんじゃないけど、今は全くないわけ。現状としてこういう状況になって、こういう体制になりましたという指示が行きよんじゃねえかなあ。川崎委員が全く何もないと言うけど、全くないとは理解してないよ。皆、町内会長から下へ出とるかどうかは別として、その辺明確にしてもらわんと。

○高山市長公室長 必要に応じてそういう情報を地区長には流しておるような状況であります。

○尾川委員 全然流れてねえように言よるが。全然理解は違うんじゃないから、はっきりしてもらわにゃあ、こんな大事な話を。

○川崎委員 防災無線を通じて来ていないということ。

○大道日生総合支所長 日生地区におきましては避難所の開設の旨の防災無線は流しています。その後の避難勧告とかという状況は、日生地区ではなかったので流しておりません。

○川崎委員 防災無線の言葉の使い方なんですけど、公共放送のスピーカーでは流していますよ。だけど、具体的に各町内会長へ状況を聞くなり、できたら自主的に裏山があるような危険な箇所については避難準備か、避難させてくださいか、一言あってええケースではないかと思ったんで、文句じゃなくてせつかく防災無線があるけれども、それを使うようなレベルではないんかなあという認識です。だけど、これだけの会議をやって避難勧告だ何じゃ言っとつたら、特に日生はミリ数が少ないんで、そこまでいかない。だけれども、日生以外はそういう指令が行ったんだというならそれでええんじゃないけど、どうもせつかく携帯が全部とまってもこれは無線で動くんだというあの防災無線があるから、電話がないというレベルでいいんかなあというのを率直に感じたんで、どうかなと。

もし連絡するとしたら、対策本部からどういうルートを通じて総合支所から来るか、本部から来るんか、東備消防から来るんか、そういうことを一回でも電話があればルート体験もできとん

ですけど、そういうことはなかったように思うんですけど、どうなんですか。

○**大道日生総合支所長** 先ほど申し上げました日生地区においては幸いなことに被害がそんなに予想されなかったということでごさいます、個別には連絡をしなかったということでごさいます。今後におきましては、より緊密に詳細な情報が流せれたらと思います。

○**川崎委員** じゃあ、避難勧告が出た吉永地域、2, 000世帯近い、4, 400人の方のところの各町内会長にも同じ防災無線機があるんじゃないかな。そういうところには連絡が行ったんでしょうか。

○**金藤吉永総合支所長** 吉永地域については一番初めの避難所の開設、避難準備情報、その次の段階の避難勧告、その都度放送において広報はしておりますし、地区長さんにも、これは委員のおっしゃる行政無線ではございませぬが、電話のほうで全て連絡をしております。

○**川崎委員** 結構です。

○**掛谷委員** 情報の話になるともうまたややこしい。真備町なんかでもそういうことをやりとりする時間もないというぐらいなんですけど、台風等であれば予測ができると。できる範囲でスピードアップして、あるときには移動系の無線を持っているという、iPadも町内会長に渡しているとか、いろんな機器もあるし、室外のスピーカーで流すところもあれば、佐山みたいに家庭に防災ラジオのあるところもあるし、もうさまざまな形があつて、どれをきちっと整備していくかというのをしっかり考えてもらいたいと思うんです。

自分の地域は自分の地域で補助金を申請すればできるんだというようなこともあるんだけど、そういうのじゃなくて、これだけ災害が叫ばれておるんだからもう少ししっかりとした考えを持ってやってもらいたいと思うんです。それが一つ。あと極端なこと言わせてもらいますと、私の家の前が一番激しいんです。はっきり言ってどうにかしてくださいと。香登川の改修によって若干流量が速く流れて吐けがよくなったのも事実です。それは言うたら管が広くなったと一緒にすわ。川が広がって速く流れていっているから、結局当初はきれいに流れとる。ただ、雨が一定以上になるともうそんなことは通用しない。もうだあつと流れてくる。うちなんかもう海ですよ。フェイスブックで中継していますけど。うちが解決できたらもうよそできますよ、極端なことを言えば。

それから、危険箇所もハザードマップ、地域と行政がしっかりしてどれぐらい降ったらどうなるんかというものをそれぞれ豪雨と台風と違うわけですし、地震も違うわけですから、そういう意味で課題はまだいっぱいあると思います。情報、それから避難のことも含め、河川のしゅんせつ、それから改良、もう多岐にわたっていっぱい課題があると思うんです。それを総合的にしっかり一つずつ改善、解決をしてもらいたい、難しい課題ですけど。そう思うんですけど、皆さん方これが終わって、次の台風が来たらまた同じことになるんですよ。すぐに解決できる問題じゃないですけど、どういうふうに執行部は総括していくんかと。これからでしょうけど、どうでしょうか。

○**高山市長公室長** 災害時における情報伝達というのは本当に大事なことで、今回のことも各地

での教訓もございます。そういったものを踏まえまして、しっかりと正しく伝わるような形の方法をいろいろと検討してまいりたいと思います。

○尾川委員 現状を教えてくださいやええ。全くゼロみたいな話ししてもうたら困るよ、今の時期に。今のルールがあろう。こういう場合は町内会長あるいは広報するとか、直接市が動くんか、今のような話を聞きよったら消防長が全部するんかと言いつなるもん。備前市はどうするのかということを知りたいような答弁になつとるもん。今のルールをきちっと守って行って、ふぐあいがあったら修正かけていきやええと思う。それをどうもはっきり、地区で日生と備前と吉永と違うのをどうするかとか、別々で走っていくんかということを明確にしてもらわんと、そりゃどっかで問題が起こるよ。一市民だったら全然理解しとらんよ。不安だけじゃあ。当てになりやへんが。警報じゃあ、会議を9回しました、そんなことだけじゃ何も解決せんよ、本当に。

実際、小田川の決壊、あるいは砂川の決壊で、備前市を想定したときにどういう対応をしてもらえるんかというのが市民の願いじゃが、一番は。掛谷委員が言うのを生かさにやいけんと思う。どうしてあんなったのかと。身近なところで平島は死亡者こそ出てねえけど、相当床上浸水で被害はかなりの戸数じゃろ。そういうのをどうしていくかということを考えてもらわな、この話をするときこういうところが問題で、ここをこうしていこうという提案があってもええと思うんで、聞かせてください。

○高山市長公室長 情報伝達的手段としましては、まず防災無線等があるところについては防災無線がございます。それから、消防団を通じての広報等があります。それから、そのほかには状況によって町内会長への伝達を基本的には電話連絡でしております。そういう形の中で今回は全地域には避難勧告は発令しておりませんので、該当の地域への連絡をそれに準じてやっております。

○土器委員 今回の場合、町内会長へはどこから連絡を。

○藤田危機管理課長 自治会を持ってあります市民協働課が中心で、ほかの部署も手伝いは出ますけれど、中心は市民協働課ということになります。

○土器委員 私は今回議員をさせてもらいよったから議会事務局からずっと連絡が入りよったから、そちらからも入ったかもしれないのじゃけど、今回出されよったかな、町内会長のところへは。

○藤田危機管理課長 6日の17時の時点には避難準備情報を出しておりますので、そういった情報について区長さんのほうへは連絡を入れております。

それから、避難勧告につきましては西鶴山地区に出しましたので、方法としましてはエリアメールを1番に打つと。携帯がない方に対しては携帯電話がなければエリアメールも受け取れませんので、真備町は防災無線等のない地区でしたが、エリアメールが一番情報伝達としては早いということになりますんで、これは市役所のほうから3つの大きいキャリア、NTTドコモ、auとソフトバンクについては打ちます。それが一番早い方法です。その後、西鶴山地区の区長さんにも連絡をしながら、なおかつ市の広報も回るようにすると、念には念を入れてそういった方策

をとって今回についてはやっております。

○土器委員 私はまだ区会の役員を兼ねとんじゃけど、5時半に役員、これは区長、副区長、事務局長等4人が集まって同じように伊部の西のほうも集まっていろいろ決めたと思います。ただ、その後がようわからんようになる。今まで台風だったら立ち上げとったと思うんじゃけど、今回は大雨じゃったから台風と同じような機能はしていなかったです。だから、その辺の今までの台風とか、多分地震じゃったら訓練とか何ぼしとるからわかるんですけど、こういう雨の場合ほどここの地区もそうじゃないかなと思うんです。詰めるという感覚を持ってなかったんじゃろと思うんです。だから、以前だったら詰めて、例えば伊部地区じゃったら全部区長さんが2時間ほど前に集まっている話をして、それぞれ地区に分かれて、役員も待機しとるし、町内会長も連絡しとんじゃけど、今回の場合は初めてのケースじゃったと思うんです、大雨で。

〔「それは違うわ。伊部の話だけじゃが、それは」と尾川委員発言する〕

いやいや、私が言よんのは……。

〔「よそのことを言わあでもええが」と尾川委員発言する〕

じゃあない、よその地区も同じだったんじゃないかなという話ししよるわけ。

〔「違うよ、そんなことはしとりゃへん」と尾川委員発言する〕

だけど、今まであれでしょ、防災組織の、されとったでしょ。じゃから、聞いたわけ。ただ、今までと違うとったからどうしてじゃろうかなというて聞いてみたわけです。

〔「私に聞かんでもええが」と尾川委員発言する〕

何で。だって、これ委員会なんじゃから。尾川委員も意見を言われよるわけじゃから、私は尾川委員に聞きよるわけじゃ。

〔「私は、執行部へ聞きよんじゃから」と尾川委員発言する〕

何で、私は尾川委員に言よるわけですわ。

○石原委員長 冷静にいきましょう。

〔「冷静って、だってそうでしょう。今、当然こう聞いて……」と土器委員発言する〕

○石原委員長 執行部へ質疑をしてくださったら。

〔「じゃから、今尾川委員が伊部のことは言われな言われたから、そうじゃありませんよ……」と土器委員発言する〕

〔「いやいや、よそのことを言うな言うたん。伊部のことは何ぼでも言やええが」と尾川委員発言する〕

〔「よその地区のこと言わんでもええが」と尾川委員発言する〕

〔「よその地区も……」と土器委員発言する〕

○石原委員長 ちょっと休憩します。。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 再開

○石原委員長 再開いたします。

豪雨災害につきましての報告につきましては以上ということで、豪雨災害についての所管の職員の方は御退席ここでいただいても結構かと思えます。

続いての報告をお願いしたいと思います。

○大森都市住宅課長 それでは、都市住宅課から御報告させていただきます。

お手元に資料を配付させていただいております。

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定に向けましての進捗状況について御報告させていただきます。

現在、パブリックコメント及び意見の募集を平成30年7月2日から7月31日までの日程で実施しております。このパブリックコメントによりまして提出されました御意見を取りまとめまして、8月7日までに公表方法と同様の方法で回答すると同時に条例案を作成いたしまして、その後庁議を経て9月定例会に提案する予定としております。

次に、この条例案の背景、目的についてであります。固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの導入がふえております。建築基準法や都市計画法の適用を受けない太陽光発電設備の設置もふえておまして、景観、眺望の阻害、太陽光パネルの反射光による住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画の近隣への説明不足、こういったことが問題になっております。こういったことから、太陽光発電設備の設置事業につきまして、生活環境との調和を図るため太陽光発電設備の設置等に関して必要な事項を定めまして、住民との調整など手続を定める条例を制定して良好な環境や安心・安全な生活の確保を目指すこととしております。

具体的な内容といたしましては、責務として事業主及び工事施工者は事業の実施に当たり関係法令及びこの条例を遵守し、生活環境への被害を未然に防止する措置を講じなければならないということにしております。条例の適用を受ける太陽光発電設備につきましては、この条例での適用は発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備を予定しております。ただし、建築物、屋根等に太陽光発電設置をする場合は除くとしております。この発電出力が50キロワット以上になりますと、高圧で電力会社と接続いたしまして、法定点検など電気主任技術者の専任が必要な電気工作物ということになります。一定規模以上の施設ということで周辺への影響が大きい施設と考えられますので、届け出対象施設としております。面積の目安としては、50キロワットの施設になりますとおおむね500平米から700平米ぐらいの面積が必要となります。

次に、届け出等の手続の流れといたしまして、まず事前協議をしていただきます。近隣関係者に対する説明や地域住民に対する周知の範囲や方法などをあらかじめ市のほうと事前協議をしていただきます。その後、近隣関係者に説明ということで、事業計画の内容とか近隣関係者に対して説明をしていただき、地域住民に対しても周知をしていただきます。それが終わりましたから協議が終了ということで、協議終了の通知を出します。その後、事業計画の届け出、必要によりまして指導、助言、勧告、公表、正当な理由がなく従わない場合ということで勧告、公表という

ことにしております。

この届け出が終わりましたら受領通知を出します。その後、工事に着手いたしまして、この中でも必要と認める場合は報告徴収、それから指導、助言、勧告、公表ということになります。工事が終わりましたら工事完了届を出していただきまして、設備の設置についての確認を行います。ここでも必要と認める場合は指導、助言、勧告、公表ということになります。公表をしますと市だけではなく国への報告、国に対応をしていただくということにしております。

以上、簡単でございますけど、備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の進捗状況でございます。

○石原委員長 質疑に入ります。

○尾川委員 パブリックコメントが7月2日からということになっとんですけど、パブリックコメントというのはおおむね1カ月か、そういう指定がなかったかと思うんです。前に教育委員会かどこか15日間ぐらいでしとって、そういう認識の職員がおったんです。きちっと定められとんじゃから、それにのっていかにやいけんから、まずだから2日から31日という期間でええんかどうかをお聞きしたいんですけど。

○大森都市住宅課長 委員おっしゃられたとおり、おおむね1カ月ということでございます。

○尾川委員 常識的には7月1日から始まって31日が1カ月という理解が普通じゃが。今回、おおむねというのを持ってきとんかもしれんけど、もう動いとるから、今後もよう気をつけてもらいたいということと、もう一点は調和に関する条例、一般的に調和というふうな言葉も使うんかなというのを説明してもらったら。

○大森都市住宅課長 地域住民が今まで過ごしてこられた生活環境を変えるということになりますので、その中でも景観であったり、光であったり、それからいろいろな面で生活環境との調和を図っていくという意味合いでこういう名前にしております。

○掛谷委員 1ページ目、冒頭の部分。5番目に意見を提出できる人の中にパブリックコメントをする事案に利害関係を有する人とあるんですけども、利害関係を有するということは設置する側と設置される側ということになると思うんですけども、それ以外の一般市民も当然できるわけなんでしょうけども、これは必ず要るんですかね。あえてこういうのを入れるというのはどういう理由なんですか。

○大森都市住宅課長 先ほど委員がおっしゃいましたように、設置する側、それからされる側ということで利害関係のある方もおられると思います。そういった方々に意見をいただくということで載せております。市内の住民の方、それから市外から来て設置される方、いろいろな方がおられると思います。そういった方から幅広く意見をいただくということでこういった条件の方を載せております。

○掛谷委員 解釈によって入れたほうがその立場の人のコメントが入るという意味では理解もできるんですけども、一般的に言えば誰でも入れるんじゃ、逆に言ったら利害関係者の人も当然これコメントを入れてくるんじゃないですか。何かこれを特別に入れとるとというのが、何かわざわざ

ざ入れてくださいというふうに解釈とれるんですけど、もうちょっと詳しいことを、理解できない。

○平田産業部長 ここで意見を提出できる人というのは基本的には市の事業なので、市内在住者の方が対象という考え方が基本になろうかなと思います。ただ、そうしたときに太陽光のことで直接利害といいますか、影響のある方が必ずしも市内在住者じゃない場合もございますので、そうした方のために意見を提出できる機会を設けているという、そういう趣旨でございます。

○掛谷委員 いいように持っていつてもらや別にいいんで、ただ気になったということと、今度は次の1ページに目的、責務、(3)の条例の適用を受ける太陽光発電施設等、発電出力が50キロワット以上ということ、大体200坪程度かなと思うんですけど、既にもう設置しているところは対象外と、かなりあると思うんですけども、新規のみと。じゃあ、もう今まで設置しるところは関係ないんということでもいいのかなということが1つ。

2つ目に、この50キロ、200坪、50キロワット以下のぎりぎり49キロ、線引きがどうしてもあるんで、そういうのも景観的に私の知っている限りではここへこんなものをつけられたということ聞いたことがあって、そんな大きくないですよ、50キロもないです。100坪もないんで、多分五、六十坪ぐらいかな。そういうものはよろしいということでこの50キロ以上については調和を壊すと。じゃあ、50キロ以下で設置する場所っていうのが結構関係があるでしょ。それはどっかにうたっておるんですか。というのは、こんなところにこういう太陽光をつけてもらって、何か知らん生活しにくいよな、田園風景が何かおかしいよなというのがこの50キロワット未満のところも出てくるんじゃないかと。そういうときの公平さ、景観等々を考えてみて。既に設置しているのはしょうがないと思うんですけど、じゃあこの50キロという線引きが、それ以上はあってもしかるべきかと思うところもある。以下はどうするんかと、景観にとって。そういうのは難しいところなんで、どう考えていますか。

○大森都市住宅課長 1点目の既存の太陽光についてなんですが、お手元の資料に50キロワットの資料のところ括弧で書いてあるんですが、実質的に既存のものでも新たに追加して50キロワット以上になるということになると該当すると考えております。

それから、条例を設けるわけですから基準となるところを設けないといけないということで、近隣の類似の条例等を参考にさせていただきながら、50キロワット以上になりますと周辺の影響が大きい施設であるということで、50キロワット以上を対象にしているところが多いということもありますので、そのあたりを基準にさせていただいておりますので、これより下ということになるとこの条例の適用はないと考えております。

○掛谷委員 例えばこれが決まった場合、今の50キロワット以下のところが非常に景観がよくない。生活するときに何か支障がある。そういう意味ではただし書きであるとか、これ以外について特別に問題があるようなものについては別途何か考えるとか、そういう景観上とか調和の問題が出てくることも想定されるんじゃないですかね。その辺のところは少し考えといたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。もうこれでいくんですか。

○石原委員長 あくまでこれが条例の案でありまして、今パブコメ中なんですけれども、これについて委員からこういう形で意見というのもいいですかね。

○平田産業部長 この条例の趣旨といいますのが、先ほど尾川委員から調和というのはどういうことだといったような御質問もございましたけども、近年太陽光発電施設の整備がふえてきているという中で、それに伴って地元住民とのトラブルもふえているといったような現状がございます。そうしたところから、今回こうしたものについて一定の規制をかけようということで条例制定となったわけがございますけども、ただその一方で太陽光発電につきましては国が再生エネルギーを非常に推し進めているという背景もございます。そうしたことに加えまして、大体が民間、個人の土地を活用するためにそうした設備を設置されるということがございますので、これをどこまで規制ができるか、制限ができるかといったようなことも一つ課題でございまして、法制の担当ともいろいろ協議をする中で、余り厳しく規制をするとそうした個人の土地の活用という財産権の侵害になるということも言われております。そうしたことも踏まえていろいろこちらなりに検討した結果として今の形ができてきているものでございます。規制をかけると言いながら、本来の趣旨とすれば地元の皆さんとよく話し合いをしていただいて、説明、周知をしていただいて、理解をいただいた上で事業を行うということが一番の趣旨ということかと思えます。

そういったこともございますので、何でもかんでも小さなものについても全てもう対象にしてしまうというのは先ほど言いましたような個人の土地の利用の権利といったようなこともございますから、どこかで一定の線引きをする必要があると。そうした中で、50キロワットを超えたものについては、主にどちらかといえば事業者がされる非常に規模の大きなものということになるので、50キロワットで線引きをしたということでございますので、それを下回るものについてまで対象に含めるとなるとどうしてもそれは線引きが曖昧になりますし、全て対応しなければならないといったようなことになってしまいますので、これはいたし方がないところかなと思えます。

ただ、規模の小さなものでも例えば場所ややり方によってこの太陽光条例以外の法令といったようなもので規制が出てくる可能性もございますし、場合によってはそうしたもので何とか事業者の行為を制限していくということも可能なのかなと思えます。

○掛谷委員 50キロワット以上は住民との事前協議をするということでもう明確になっておるので、この辺の問題はきっちりすみ分けができていいんだろうけど、それ以下については、すれすれになった場合は、いずれも事前協議はすると思えますよ。仮に45キロワットでも住民等と恐らくすると思えます。結構大きいんで勝手にどんとやるということはないと思うんですけども、それよりももっと小さいところの、本当に100坪未満、五、六十坪みたいなところはたくさんありますよ。これは事業者向けみたいな話みたいになっていきますからね。

それも大事なことだけど、現実に住民にもっとしっかり聞いてもらったらこんな小さいところの50坪、60坪に太陽光をやってなあ、何も話はない。やってしもうとるといような意見が結構あるということです。そっちのほうが結構やかましい話になってくるんじゃないかなと思えますよ。50キロ以上だったら事業者がきちんと話をしてきちっとやっていきますから

ね。むしろそれに外れているところが住民とのトラブルが多いんじゃないかと思っているから言えます。しっかりやってもらってください。

○石原委員長 規制の規模、範囲等も今後パブリックコメントも含めてしっかりと聞いていただいて、いずれにせよ提案がなされると思いますので。

○尾川委員 パブリックコメントして変えるつもりはあるのかな。それはええとして、その条例は前向きでええと思うんですよ。やるべきだと思う。ただ、言葉の使い方で、例えば13条でこの条例の施行に必要な限度においてとかという曖昧な、担当者がかわったらどういう解釈すりゃええかというもう少しわかりやすい解釈ね、逐条解説をしてつけといたらええんじゃないかかなと思う。それから、この13条もそうだし、7条でも近隣関係者に対する説明及び地域住民に対する周知の範囲及び方法についてというふうな、あらかじめ市長と協議しなければならないということだけど、どういう協議を具体的にやるかとか、どういう話しすりゃええか、市長がわざわざ出ていくわけじゃないから。どう対応して、どういう話しするかということをもう少し明確にしとったほうが後々の運用面で楽になるのかなと感じると、もう一つ最後に報告及び立入検査、こういうことも条例で定めたら実施可能なんですか。やってもらいたいんですよ。やってもらいたいんじゃないけど、それは法的にバックがあるのかなというのがあって気になったんですけど。

届け出だけはすると。それで、立ち入りして最後検査でもええけど、最後市でチェックすると思うんだけど、その辺はうまいこと運用できるのかなというのが気になる場所なんです。簡単でいいですから説明していただけたらと思います。

○大森都市住宅課長 まず、1点目のパブリックコメントの意見を反映するかということなんですけど、そのつもりで意見をいただいておりますので、いただいた意見については検討して、取り入れるものは取り入れていきたいというふうに考えております。

それから、立入検査ですけど、条例で決めておりますので、何か問題があれば立入調査をしていきたいというふうに考えております。

あと、抽象的な表現なんですけど、委員がおっしゃったような逐条解説、そういったものを作成して、事前協議のときにでも事業者の内容をよく確認していただくというようなことも大事かと思っておりますので、そのあたり検討させていただきたいと考えております。

○尾川委員 ぜひやってください。

○田口委員 太陽光発電の件は近隣の市町村でも大変問題になっているところありまして、業者がぼっさりと百何十平方メートルの山林を伐採してしまっているとか、ため池のようなところを無償で占有みたいにしてやるという話も出たり、この前雨が降ったときも砂川にどどどと流れ込んでいるとかという大きな問題が起きてますんで、そういう辺も踏まえて考えてほしいと要望しておきます。

○石原委員長 要望ということで、パブリックコメントとあわせて。

○川崎委員 関連なんですけど、日生でも鹿久居島に相当の斜面、それから和気町になるんです

か、清水の辺で山腹にしているやつ、今もう温暖化でゲリラ豪雨ですか、そういうことを考えると少しこういった許可するかどうかじゃなくて許可の内容で調整池をつくるとか、その下流に集落があるということであればその排水路なんかについてもどうするんかと。そこまで責任を負わせるような形にしないと、温暖化と同時に森林というのは緑のダムとして調整能力とともに温度を上げないというような冷却の効果も持っているわけです。ところが、本当に伐採して砂漠のようにある意味では温度上昇の原因にもなるだろうし、集中豪雨のときには集中してもう1カ所に水が、全然しみ込まないわけですから、完全な屋根だから、人工的な屋根と一緒にですから、これは50キロワットの500、700平米という規模以上、降水量との関係でどういう溝が必要なのかというのはそういう建築工学というか、そういうことで計算すれば専門だからわかると思いますけど、そこらの基準ももう少し私は明確にさせていただくことが必要じゃないかと。

これは水田や畑の平地にした場合にはどっちにしろそこへたまるんじゃないから、よほど背を高くしないとつかって漏電して故障するんかわかりませんが、そういうところもあります。ほとんど地面にすれすれやっとなで、これ水が来たらどうなるのかなあというような要らん心配ですけど、そういうケースもあるんで。平地の場合はそう問題ないと思いますけど、斜面の場合は集中的に水が流れる可能性がありますので、その条例上の検討というのはぜひやっていただきたいということを。ざっと見た範囲ではそういうところはないようなんで、検討していただきたいという要望ですけど、いかがでしょうか。

○大森都市住宅課長 委員のおっしゃられるとおり、土砂の切り土、盛り土を伴う設置については大変気にしているところでございまして、条例の中では基準等を書いてはございませんけど、この後規則等で開発条例にのっとった形で排水の設計をしていただくとか、そういった形で事業者には防災上の観点、それから環境保全上の観点であったりするところについての資料を出していただいて、措置をしていただくというふうに考えております。

○石原委員長 しっかり御検討いただければと思います。

よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、太陽光につきましての報告を終わります。

続いて、最後になります。新庁舎建設工事につきましての御報告をよろしくお願ひしたいと思います。

○砂田施設建設・再編課長 新庁舎に関する現在の進捗、状況について御報告申し上げます。

まず、その1として地元説明会の開催について御報告いたします。

この7月9日の月曜日に地元の塩谷町内会において説明会を開催しました。参加者としては塩谷町内会、市役所、建設のJV、それから設計JV一堂に会しまして今後の工事の進め方であるとか工程、それから安全対策等について説明を申し上げます。

主な質疑としましては、作業時間の確認についてございました。原則は朝8時から17時まで、後片づけ等も含めても18時には終わるというのが基本的な工事時間となります。ただし、

途中で切れない、生コンクリートの打設をしているとか、鉄骨の組み上げ、そういった中で若干18時を過ぎることもあるということで説明を申し上げております。

それから、作業車両についてですけれども、基本的に道路の交通規制をするといったことはないということです。物によっては連続的にする工事、例えば生コンクリートの打設等に関しても近辺の路上で待機するといったことはしないということで説明をしております。もちろん車両の出入り等につきましてはガードマンを配置して安全には万全を期すということでございます。

そのほか電波障害、大きな建物が建つということで周辺のテレビ等の電波障害についても御質問ございました。現在、予備調査をしている段階なので、実際にできてみてどういった影響があるかについて精査した上で必要な対応をとりたいと考えております。

それから、作業時の振動であるとか粉じん等についての対策なんですけれども、周囲足場を全体に組んで、そこに防音とか防砂シートを設置して、極力音が外に漏れない、また粉じん等が外に飛散しないようなやり方で進めてまいりたいということでございます。

あと、主要町内会、現在の庁舎にも拡声器がついておりまして、そういったものの取り扱いについても質問がございました。それについては機能を維持したまま新しい庁舎の中に組み込んでいくということで説明を申し上げます。

次に、その2、安全祈願祭の実施でございます。これにつきましては議員の皆様方にも御案内を差し上げておるところでございます。7月18日の朝9時から始めます。場所は東側の建設予定地内に仮設のテントを建てて実施するというところでございます。御案内をしている中に書いてなかったんですけれども、当日はクールビズということでノーネクタイのシャツ、スラックス、そういったいでたちでということをお願いいたします。

その次、報告事項の3、備前市新庁舎建設工事暴力団等協議会の発足について御説明いたします。

趣旨といたしましては、工事に関して暴力団等の介入を防止するといったことを目的としております。もって、円滑な工事の推進をするということでございます。

開催日は、7月23日の月曜日です。午前10時から発足式についてはおおむね30分程度と考えております。場所は市役所の3階大会議室でございます。出席者については工事関係者、建築主体、電気、機械のJV、それから発注者備前市でございます。そのほか公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター、岡山弁護士会民事介入暴力・非弁護士行為等取締委員会、備前警察署、それから県警の組織犯罪対策第二課が参集するというようになっております。

報告事項の4ということで、新庁舎建設工事の着工ということで御説明いたします。

A3の横長の仮設計画図案といった資料をつけております。

まず、これから説明いたします。

少し色がついている範囲、これが実際の工事の作業ヤードとなります。周辺は高さ3メートルの仮設の壁で囲って外部との遮断を図るという形になっております。2点波線で引いている色がついてない部分、この部分が庁舎の建設される部分ということでございます。工事車両の進入に

関しては、原則前の都市計画道路からということになります。ゲートAからC、これを使って作業が始まるということになります。庁舎の建設が進みますと、裏側への回り込みが難しくなるということございまして、場合によってはゲートDから資材の搬入、搬出がございまして。各ゲートには必ず車両の出入りに際して警備員が常駐するというようにしております。

工程ですけども、もう一枚のA3の資料を見ていただきたいと思います。

上側に全体工程です。これから工事に着手するわけですけども、今の予定では平成31年度末、32年3月末に完成を見込んでおります。

それから、下側が今回の工事の詳細な工程になっております。

それで、現在鋼材類の調達についてかなり厳しい状況もあるというふうに聞いているということで、鉄工所、それから建材のメーカー、鉄鋼メーカーに詳細な聞き取りをして、実際の工程についての影響の有無について確認をしているところでございまして。場合によっては少し工程的に厳しいということもあり得るかと思っております。

それから、あと別途なんですけども、新庁舎に備前らしさを表現するために備前焼を使用するというので、現在も議会や1階ロビーにあたりしみますように、今回も議会、3階大会議室、それから1階のエントランスにそういった備前焼のレリーフを設置するというので進めております。現在、備前焼陶友会と調整をしております。固まり次第備前焼の製造の委託を陶友会にお願いしたいと考えております。

○石原委員長 新庁舎建設につきましての御説明、御報告ございました。

質疑ございますか。

○川崎委員 今、本会議場にある備前焼、結構いろんな顔、なかなかいい感じだなと。あれはたしか図面の段階で移動させてつけるような議論をしたような覚えはあるんだけど、今の説明では何か取りやめて新しく作り直すというような、要らん金をかけよんかなという印象を受けるんですけど、実際どうなんでしょうか。

○砂田施設建設・再編課長 現在、議場にあるレリーフについては取り外して、市の関係のほかの施設に設置するという考え方をしております。新しい庁舎につきましては、備前焼作家の中でも若手中心で新たに備前市をイメージできるもの、備前市のコンセプトに合う、そういったものの作成ということで進めておる次第です。

○川崎委員 たしか総額46億円を4億円削って42億円にするというようなことを考えるなら、使えるものを使って要らん経費は使わない方針というのが今の執行部の姿勢ではないかなと思うんで、そういう新しい作家の備前焼というんなら、それはこれから図書館の問題もあるだろうし、各総合支所なんかも建てかえするんか、改修するんかわかりませんが、全域に備前焼のよさを知らせる意味では、そういうところへ少し追加でそういうものを設置すればいいと思うけど、今ある本会議場の備前焼を移動すれば本会議場は十分じゃないかなあと。46億円を42億円に削って庁舎本体自体も縮小した経過がありますんで、要らん経費だという認識なんだけど、その辺についてどう思いますか。

○砂田施設建設・再編課長 委員のおっしゃられるように、無駄なものは確かにやってはいけな
いと思っていますし、現在設計の中でも節約できるもの、省けるものについては精査しながら進
めております。備前焼というのが備前市の大きなイメージの一つであれば、今回そういった若手
作家を中心に今後50年、60年使う庁舎の中にそういったものを設置するというにはある意味
有意義なことではないかと考えている次第でございます。

○川崎委員 若手作家のことを考えるなら、将来建ててほしい図書館なんかは最も市民の出入り
が多いわけです。そういうところこそ新しく備前焼をつくるのも結構ですけど、経費を削った経
過から言えば備前焼はなくても本会議はできるわけだから、今あるものを使うことには大賛成で
すけど、ほかの場所へ移してわざわざするという発想はどこから出てくるのかと。ここで議論し
てきたことと、新人議員は余り参加してないからわからないでしょうけど、4億円削った趣旨か
らいったら全く反したようなことをやっとなじまないの。それもそういう変更があるというのは
今初めて説明を受けるというのも少し納得ができませんというか、余りにも経費の削り方とそういう
ものをやるという姿勢がアンバランスだし、本当に新人作家のことを考えるなら、より市民や観
光客が来るところにこそやるべきで、本会議場に何人観光客が来るのか。そういう発想からして
も、もっともっと備前焼を宣伝したいなら、特に世界遺産を目指すというんなら駅だとかいろい
ろあるでしょう、観光客も市民も行き来する場所が。そこにこそ設置するのであれば観光費とし
て私は賛成できますけど、本会議場に今あるものをやりかえるという発想は、私は絶対納得でき
ないということだけ言っておきます。

いかがですか。そういう姿勢を変える意思はないですか。4億円削った趣旨が生きてないじゃ
ないですか。

○砂田施設建設・再編課長 4億円を削った経費節減という中でいろいろ検討された部分もある
うかと思えますけども、この備前焼のレリーフ等についてはその4億円以外の中でそもそも実施
するというような考え方で進めておりました。おっしゃられるように、そういったいろんな新た
な施設、もっと市民の方が自由に入れる施設に備前焼っていうのももちろん必要だと思ってお
りますし、そういった備前市の民主主義を代表する議場の中に備前焼があるというのも、それもま
た意義のあることではないかなと考えております。

○川崎委員 たしか今ある議場の備前焼を利用するというふうな執行部の答弁いただいた。その
ときにそういうものをほかに移して新たな備前焼を本会議場に設置するという議論をした覚えが
ないんですけどなあ。どうですか、皆さん。納得できんのかな、その辺が。何でそういう設計図面
でええというときにそういう説明まで、相当前からそういう検討をしてきたというふうに聞こえ
るわけじゃ。去年から市長がかわつただけ。余りにも委員会軽視としか言いようがないんで
すけど、いつごろそういうことを決めたんですか。

○佐藤総務部長 備前焼のレリーフについては今あるものを取り外してつけたらいいんじゃない
かという議論もあったとは思いますが。その中で、取り外して再度つける場合の経費と、それから
新たに作る場合の経費を比較検討したということがございまして、その中で取り外して新たに

つけるとしてもかなりの経費がかかるということが出てまいりましたので、今回は新しいものをつけていこうと判断したというところでございます。

それについて特別委員会で報告をすればよかったのかもしれませんが、新たにつくるということについては今回初めて御報告したところではないかと思っております（後刻発言を撤回）。それについては反省をしているところでございます。

○川崎委員 今あるものを使わないなら賛成できる面もある。それは今の説明ではたしかほかの場所へ使うと言ったじゃないですか。だったら、それをそのまま移動させて新たにいろんな図書館やつくるときにどうしてもそこへ備前焼の宣伝が必要なら、それはその施設をつくるときの議論でやればいいんであって、今それはほかのところへやって、新たにしたほうが安くつくじゃないという議論はどう考えても納得できん。全部潰して廃棄するならいいですよ。だけど、ほかの場所へつける予定があるなら今の本会議場のイメージで先輩議員も今までやってきて納得しとるし、私もあれがそれなりに気に入っているんで、少々経費がかかっても新たにつくるよりは親しみも湧くし、ぜひあれを移動させて設置していただきたいということを要望して、これ以上議論してもしようがないんで、あとは執行部の姿勢に任せます。

○掛谷委員 1点、川崎委員の話で特別委員会でも新たにそういうものをするという説明は一切受けていないと認識しているんです。だから、議会のエリアについては、議会でしてくださいという話はあって、例えば炊事場をもう一つつけたとか、川崎委員の言うように会議室を反対にしたとか、議会の部屋の配置なりは議会の意向を取り入れていくという姿勢の中で議会事務局とも一緒にやってきて、今の備前焼の陶板についてもそのまま基本的にはやっていくと。ただ、コストのことを言われたんだけど、そういう詳しいことも特段説明はなかったんじゃないかなと。いきなりというようなところがあったりして、違うところへ使いますよとか、コストが高くつくから壊しますよとか、そんな議論はしたことがありますかね。

○佐藤総務部長 定かではないんですけども、したことがあるように思われます。先ほど、ここで初めて報告したというふうに申しあげましたけれども、それは撤回させていただきます。御報告したことはあると思います。

その中で、今あるものは人間国宝であった方の作品でもありますので、撤去してしまうということではなくて、一時保管しておいてほかの場所で活用できる場所ができたときに活用させていただきますということになったということでございます。

○掛谷委員 議事録を確認しますが、新しいものをつくるということについては初めて聞いたんで、そこも納得いかんところあります。

○尾川委員 同じ話ですけど、新しいものをつけるとは全く理解しとらんよ。どこでそんな話になったのか知らんけど、部長が言うあの備前焼を使うと費用が高うならんかというのは議事録見にゃわからんけど、そのままを使うか使わんかも議論しとらんし、要するに私とすればあれを残してくれと。あれは議場として非常にふさわしいということで残すと理解しとった。どこでどうなったんか知らんけど、その説明をしてほしい。

○佐藤総務部長 新たな作品をつくるということに変わったというのは今御説明したところですが、どこでどう変わったかということについては、過去の記録をたどってみないとわかりませんので、それはまた後日御説明させていただけたらと思います。

○尾川委員 それよりも議員が備前焼のことまで口を出すなというなら仕方ないと思うよ。だけど、議場についてはいろんな意見を出して特別委員会を何回もやってきとるわけじゃ。あの備前焼については執行部も了解したと思うんじゃ。こういう理解で残していきましょうと。あれは議場にふさわしいから残そうということは共通しとると思う。何か新たなものをするというのは議事録見ても出てこんと思うよ。どっかでちょろっと言うともかもしれんけど、こっちはそういう気は全然なかった。

〔「認識違いです」と掛谷委員発言する〕

どこまで口を出せるかです。入って議論すりゃええんかもわからんけど。中のことまで言わんでもええと言われりゃこっちは黙っときますよ。だけど、特別委員会でいろんな意見や要望を出したわけです。もう口を出さなくてもええというんだったらもう出しゃせんです。はっきりして欲しい。

○佐藤総務部長 委員の御意見もお伺いしまして、記録等を調べて再度報告させていただきたいと思います。

○尾川委員 記録よりもそういう変更について承服しがたいと言わるわけじゃ。記録があろうがなかろうが関係ねえ。こっちはそういう理解をしとるわけじゃから、あれを使うてくれるだろうと期待しとったわけじゃ。それを新たな備前焼を云々という話は全くそういうつもりでない。よそのフロアの壁の話なら何ぼでもやりゃあええ。議会棟についてはそういう議論してこれにしましょうと。そりゃ、そこまで言うたらいけんのかもわからん。使わせていただくんじゃから。そのスタンスですわ。文句言うな、与えられた場所でなんや言うなというんならそれでもええですよ。そこをはっきりしてもろうたらええです。

○佐藤総務部長 議場の配置等について御意見をいただいて取りまとめしていただいた内容でもって今の配置になっていると理解しております。備前焼のレリーフについて十分な共通認識が得られていたかどうかについては今ははっきりと申し上げられませんので、後日報告させていただきたいと思います。

○土器委員 新しい6人の議員は流れがわからんから、一回議員に説明して意見を聞いたらいいいじゃないですか。

〔「それでもええんよ」と掛谷委員発言する〕

そうじゃろう。だって、6人は今の流れがわからんわけじゃ。今食い違つとるわけじゃから。

○石原委員長 先ほど、部長より備前焼に関して、これまでの説明の有無であったり、説明の内容等についてを精査して、後日御報告をいただくということもありましたし、それから議会棟のありようであったり、市庁舎の基本設計もでき上がつとるところなんですけれども、またそれも含めて総務産業委員会でもって意見を出し合う機会があったほうがいいんじゃないかと思うんで

すが、今回こういう流れで工事が進みますよという御報告を受ける中で限られた時間ですので、なるべく早目に市庁舎整備についての所管事務調査で開催できればと思います。

〔「それでいいんじゃないけど、新たな提案は受けてないよということだけはっきりしとかにやいけん」と掛谷委員発言する〕

〔「あの壁を利用するせんという話は、利用すると理解しとるわけじゃ、こっちは」と尾川委員発言する〕

〔「お互いに合意しとると思うよ」と川崎委員発言する〕

〔「合意しとると思うよ」と尾川委員発言する〕

〔「しとると思うよ」と掛谷委員発言する〕

〔「そのとき誰がおった」と川崎委員発言する〕

〔「誰か知らんけど、そんな勝手なことあるもんか。それやったら皆戻さにやいけんで、全部。そんなこと言うんだったら。この設計なんかでも全部せにやいけんよなるよ、そう言うんなら」と尾川委員発言する〕

○石原委員長 済いません……。

〔「ここまでできとんじゃから、もう」と尾川委員発言する〕

済いません……。

〔「実施設計までいっとんじゃから」と川崎委員発言する〕

その経緯をとりあえずきょうすぐにはどういう経過で、説明で、議論があったというのはすぐには出ませんので、後日担当課より提示いただいて、それを受けてまた今後の進め方について、それから内容等についてどこまで委員の意見、議員の意見が反映されるかということもありますけれども、それこそさっき委員が言われたような議員間の、委員間の議論も含めてしっかり時間をかけて議論する機会も設けていければというふうに思います。

○川崎委員 そういう意味では、我々議員にとっては本会議場というのは最も重要な場所で、そういう前提で実施設計までできとんだと思っていましたけど、そういうことが簡単に変更できるなら私はこの委員会じゃなくてこの委員会に入っていない新人議員もおられるわけじゃから、特別委員会をつかって練り直さんと重要な問題ですよ、こういう問題は。ぜひもう一回ぐらいは総務産業委員会をやるとしても厚生文教委員長ともよう相談しながら、改めて実施設計に基づく細かい調整の特別委員会が必要ではないかという感じを受けますんで、そこも含めての検討をお願いしたいということだけ要望とします。委員長への要望ですから。

○石原委員長 今、委員からそういう特別委員会の設置の要望もお受けしましたんで、事務局とも制度上のこととか、進め方も相談させていただきながらしかるべき対応をさせていただきたいというふうに思います。

それから、現時点ではあくまでこちらの委員会の所管になりますんで、いずれかのタイミングでまた市庁舎整備についての機会を設けられればと思います。

報告につきましてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に。

○濱山移住定住推進担当課長 都市住宅課からもう一件御報告させていただきます。

資料の配付はいたしておりませんが、つつじが丘団地の造成事業ですけれども、現在造成工事等が完了しまして用地測量、登記業務を行ってまいります、分譲する土地に2つの小字が存在いたします。そこで、既に分譲しているつつじが丘団地の小字名がつつじが丘となっており、今回分譲する土地についても合筆整理して分譲するために字の区域、名称の変更について次回開催される議会に議案として提出する予定です。

○石原委員長 先ほどの報告につきましての質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、報告事項を終わります。

招集案件以外の説明員の方はこれもちまして御退席をいただいて結構かと思えます。お疲れさまでした。

***** 所管事務調査 *****

○石原委員長 正午までもう20分というところなのですが、所管事務調査ということで移住・定住についてをテーマに上げております。こちらについては来る8月の議会報告会、意見交換会で当委員会からの報告事項となっております。現時点で執行部へお願いした資料をお配りさせていただいておりますけれども、限られた時間ではありますけれども、委員の皆様方には議会報告会で移住・定住に関してどのようなことを報告すべきか、そのためにはこれら資料に加えて今後さらにどのような調査が必要かというところも思いをめぐらせながら審査、審議いただければと思います。

まず、配付資料につきまして御説明をお願いできればと思います。

○馬場地方創生推進担当課長 それでは、企画課から平成29年度備前市の人口動態について御説明いたします。

配付しております資料の1をごらんください。

資料1の各数値につきましては、住民基本台帳を参照しております。

まず、①番の人口についてですが、29年度末の備前市の人口につきましては3万4,998人で、前年と比べまして612人の減となっております。毎年度減少傾向にあります。過去3年では約600人ずつ減少している形となっております。

ここで1点訂正なんですけれども、24年度、マイナス432人です。申しわけありませんでした。

〔「配る前に訂正できないの、わかっとなやったら。何でここだけ急に人口の減が少のうなっとなか、ええことがあったんかなと思うて理解するよ、ぱっと見たら。私も今気がついたばあじゃから気をつけてよ」と川崎委員発言する〕

〔「以後気をつけます。申しわけありませんでした」と馬場地方創生推進担当課長発言する〕

○石原委員長 以後よろしく申し上げます。

〔「もう常識的に見て数字がおかしいのはすつとわかるじゃない、これ。何で特別な条件があつてこんなに人口が……」と川崎委員発言する〕

済いません、資料の説明を続けてください。

○馬場地方創生推進担当課長 申しわけありませんでした。

続きまして②番、自然動態についてであります。29年度中の出生数は185人、死亡数は588人であり、403人の人口減となっております。年度により差はありますが、出生数は年々減少傾向、逆に死亡数は若干ではありますが、年々増加傾向にあります。自然動態による人口減少も進んできているということでございます。

続きまして、③番、社会動態についてであります。29年度中の転入者は1,100人、転出者数は1,309人であり、209人の人口減となっております。過去3年で見ますと転入者数は約1,100人、転出者数は約1,300人という形で推移しております。

続きまして、資料2をごらんください。

資料2につきましては、29年中の本市の社会動態について、転入先、転出先及びその年代別の情報でございます。

これは総務省統計局が本年4月に発表した住民基本台帳人口移動報告を抜粋したもので、4月から翌年3月までの年度間の集計ではなく、1月から12月までの期間で外国人を除いたものとなっております。資料1の数字とは若干異なりますが、本市と他自治体間との人の流れを知る上で有用な資料となっております。

なお、近隣の市町としまして瀬戸内市、赤磐市及び和気町の欄には網かけをしております。

まず、転入につきましては県内からの転入が県外からの転入を若干上回っております。最も多いのが岡山市からの転入で、全体の約26%を占めております。年代別では20代の転入者が最も多く、全体の31%となっております。

次に、転出につきましては県内への転出が県外への転出を大きく上回っております。最も多いのが岡山市への転出で全体の35%を占めております。年代別では20代の転出が最も多く、全体の43%となっております。

なお、赤磐市の欄が空白となっておりますが、これは赤磐市の転出人数が10人を切っていることを示しております。その人数につきましてはその他の市町村の中に含まれているということでございます。赤磐市への転出が一桁台だったということでございます。

次に、平成29年社会動態につきましては、転入数から転出数を差し引いたものを記載しております。これを見ますと、県内への転出超過が約88%と大部分を占めております。その中でも岡山市の転出超過が62%と突出しております。また、年代別では20代の転出超過が79%と大部分を占めております。

参考といたしまして、下段に平成28年の社会動態を載せております。28年と29年の数値を単純比較しますと29年は若干改善傾向にあります。転出超過の総数が321人から229人と約90人改善しております。特に、ゼロ歳から9歳代はマイナス27人からプラス11人と転入超過となっております。

また、30代がマイナス72人からマイナス17人と大きく改善しております。子育て世代の30代の転出超過が抑制されたことに、その子供たち、ゼロ歳から9歳の子供転出も減少し、転入超過となったのではと推察することができます。

なお、前述の赤磐市につきましても転出が減ったことで転入超過に改善しております。ただし、あくまでも28年と29年の比較でありまして、たまたま29年がこうだったということも考えられますので、引き続き分析していく必要があると考えております。

社会動態による人口減の抑制につきましては、20代、30代の子育て世代の転出を抑えることに尽きると考えますが、瀬戸内市、赤磐市に比べて本市は都市部である岡山市から遠く、地理的な面で不利であることは否めません。子供の就学時、また結婚を機に新居を設ける際、本市ではなく岡山市とか瀬戸内市を選択される傾向が見られます。安価な宅地の有無でありますとか、交通、買い物の利便性、病院、学校、娯楽施設などさまざまな理由が考えられます。特効薬的なものとしまして各種の補助金も整備しておりますが、根本的な解決につながるものではありません。しかしながら、手をこまねいている場合でもなく、打つべき手は打っていかねばなりません。厳しい財政状況ではありますが、事業そのものの必要性、それから費用対効果などを毎年検証し、事業の選択と集中を行っていかねばなりません。新たな人口減対策の発案、必要性の薄い事業の縮小または終了、それから事業の成果目標の見直しなど、総合戦略の検証を進めていく上で検討してまいりたいと考えております。

○濱山移住定住推進担当課長 次に、都市住宅課から移住・定住施策について御説明させていただきます。

A4横の資料をごらんください。

まず、平成29年度の実績ですが、空き家活用促進補助事業が32件で1,852万円、若年者新築住宅補助事業が48件で4,794万8,000円、若年夫婦世帯家賃補助事業が87件で1,397万3,000円となっております。

なお、この3つの補助事業を利用された定住者は461人で、そのうち転入された方は184人であり、移住・定住施策としては一定の効果があつたのではないかと思います。

また、補助事業を利用された世帯等の状況についてですが、空き家活用促進補助事業は50代、60代の方が多かったのに対し、新築住宅及び家賃補助事業については20歳代、30歳代が多い傾向にありました。

次に、平成30年度6月末現在ですけれども、各補助事業の利用状況ですが、空き家活用促進補助事業が18件で968万円、若年者新築住宅補助事業が13件で1,300万円、若年夫婦世帯家賃補助事業が10件で274万8,000円となっております。まだ、6月末現在ではあり

ますが、29年度の同時期と比較しまして特に空き家活用促進補助事業の申請件数は29年度が6月末現在9件であったのに対して30年度は2倍の18件となっており、また利用された世帯の年代においても29年度が50歳代、60歳代が多かったのに対して30年度は30歳代、40歳代の方が補助事業活用をされています。

次に、移住体験住宅の利用状況について御説明させていただきます。

A4縦の資料をごらんください。

現在、備前市内には伊部、日生、吉永に3戸の移住体験住宅がございます。平成29年度の各体験住宅の利用件数ですが、伊部が20件、日生が20件、吉永が14件で合計54件、3施設での利用者の合計が122人でありました。利用される方の傾向といたしましては、お一人または40歳代以上の御夫婦が利用されており、利用されている方を地域別で見ますと近畿地方の方が多く、中でも大阪府、兵庫県在住の方が利用されています。また、利用された方のうち平成29年度備前市へ移住された方は13人でありました。また、30年度につきましても現状では29年度と同様の施設利用の傾向となっておりますが、1人の方が備前市へ移住されています。

また、東備西播定住自立圏形成推進協議会より平成28年5月より移住・定住相談員が1名配置されておりまして、移住体験住宅の入居から退去までの手続を初め各多方面にわたって細やかな対応をいただいているところであり、移住希望者の相談窓口としては機能を果たしているところでもあります。

また、29年度の相談件数は299件で、相談内容で多いのはやはり住居に関するものであります。

○石原委員長 執行部から人口動態の現状、転出、転入の細かい地域別内訳、それから定住促進施策として展開されている主に3つの補助事業の実績、それからこれも移住・定住に向けての取り組みですけれども、お試し住宅の実績、利用された方のうち実際に移住につながった報告、最後に約2年前からですか、移住・定住相談員の取り組みというような資料の御報告をいただきました。

○尾川委員 別に質問はないんだけど、空き家活用等々の3種類の制度の概要で、28年度からとか27年度からというふうにあるんで、そのもっと前の動向を見たいんで、追加して出発した時点から数値出しといたらと。

○濱山移住定住推進担当課長 提出します。

○石原委員長 これ以外にこういうような資料もあるべきではないか、それからこういうものは加えるべきではないかというようなこともきょう出していただいて、恐らく議会報告会までもう一度所管事務調査として開催すべきではないかと思っておりますので、そういう機会に執行部に対してお願いするような資料がございましたら。

○川崎委員 私は人口、特に自然動態で出生数が減っている問題をもっと細かく分析する意味で、子育て世代が何世帯あって、子供がいない世帯、一人っ子世帯、2人、3人、4人以上はも

うまとめてでいいですけど、3人まで、ゼロ人から3人までの世帯数を出していただきたいと思いますね。一般質問でもやったんですけど、圧倒的に一人っ子のところが補助金を一切受けていないという現状もあるんで、その辺は給食費を含めて全面的に援助しないと、はっきり言うて数字だけ眺めて執行部として何も対策を出してきていないと言いたいですよ。定住施策は努力してよく目立っただけ、肝心なことになったら金がないと市長が答えるから、それで本当はあなたたちどこが責任持つというのも難しいけど、この出生数の問題は。けども、市民の将来を考えると若い世代がいなくなっちゃ間違いなく減びるんだから。5分の1になるよ、このままでいくと我々が死ぬころには。だから、本気でそういうことを考えたら、ほんまにまず自然減しないためには2人以上、夫婦が1人しか産まなけりゃ半減する半々ゲームじゃからな。ネズミ算型式じゃなくて逆計算じゃろ。2分の1、2分の1になっていくんじゃから。そこの深刻さを全然わかってないんじゃないかなあとと思いますんで、せりゃあ世帯別と同時に地域別に、特にどういう地域がふえとんのか、減っているのか。その世帯別を見て足し算すりゃ確実にわかるわけじゃから、ぜひそういう分析を出して本気でやりましょう。この本庁舎を建てかえる必要はないというんか、今のまま縮小していきゃあよろしい、使う部屋だけ耐震化すりゃよろしいみたいな時代が目の前にある、本当に。

○石原委員長 川崎委員から資料として子育て世帯の実情といたしますか、資料精査の依頼があったわけですが、可能ですか。

○馬場地方創生推進担当課長 どこまで調査できるかわからないんですけども、頑張ってみようと思います。

○石原委員長 お願いします。

○掛谷委員 今回の分析の追加で、転入してきた理由、転入してきた人もおるわけですよ。転出はもちろんあるんですよ。どういう理由で転入されてきたのか、逆に転出していった理由、これは大事なんで、それもつけ加えてください。

○石原委員長 掛谷委員より依頼ありましたけども、こちらもよろしいですかね。把握できる範囲で。

○濱山移住定住推進担当課長 提出したいと思います。

○川崎委員 この社会動態で転入、転出、外国人労働者が入ってきとんで、実際はこんなにも移動してないと思います。だから、それを除いた現実の日本国籍の住民の転出、転入の数を動向別に、これとは別に出していただいたらより転入の理由とか転出理由との兼ね合いがわかるけど、こんな漠とした数字でこんなに移動しよんかというたら間違いでしょ。実際のところは秋口に相当数来て4月か5月には出ていっている数が入っているでしょ、これ。

○馬場地方創生推進担当課長 資料の2の数字につきましては、これは日本人のみで外国人の方は計算されておりません。

○川崎委員 社会動態に入っていない、これ。

○馬場地方創生推進担当課長 入っていないです。

○川崎委員 それでこれだけ移動があるんですか。

○馬場地方創生推進担当課長 はい。

○石原委員長 先ほど幾つか追加で資料の要求もさせていただきました。近々、今月末か8月お盆前ぐらいに一度改めて移住・定住についての委員会を開催したいと思うんですが、その開催日時の調整につきましては何日か候補を上げさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、お盆前までに改めて移住・定住についての委員会を開催させていただきたいと思えます。

それでは、本日の総務産業委員会は閉会をさせていただきます。

午後0時05分 閉会